

# 国外へ転出される方へ

本日お届けいただいた、国外転出のお手続きは終了しました。

**\* 国外への転出では転出証明書は発行されません。** 転出届をしたことの証明が必要な場合には、届出書記載事項証明書を発行いたしますので、お申し出下さい。(有料1通300円)

**\* また異動日前日までは住民票・印鑑証明書（印鑑登録カードが必要）が取得できます。** その際まだ出国していないことを確認して証明を発行しますので、パスポートをお持ち下さい。  
(代理人が来られる場合もご本人のパスポートが必要です)  
異動日以降は住民票(除票)のみ取得できます。

**\* 帰国して住民登録をする際には、原則として次のものがが必要です。**

- ・ パスポート  
(住民登録をする方全員分、帰国していることを確認するため必要です。)
- ・ 戸籍謄抄本および戸籍の附票  
(帰国してから直近のもの、持参できない場合は転入する市区町村にお問い合わせ下さい。)

※青葉区では現在土日に関所している場合がございますが、住民基本台帳ネットワークが稼働しないため、国外からのご転入については原則お預かりのみになります。当日の住民票の発行、印鑑登録申請などはできませんのでご了承ください。

[問い合わせ先]  
〒225-0024  
横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4  
横浜市青葉区役所戸籍課登録担当  
☎045(978)2233

\* 次に該当する方は手続きが必要です。詳しくは各担当へ確認して下さい。

項目 (担当係)	手 続 き
印鑑登録 (登録担当 978-2233) 2階24番	印鑑登録は異動日をもって自動的に抹消になります。カードは返却いただくか、破棄して下さい。
住民基本台帳カード 通知カード 個人番号カード (登録担当 978-2233) 2階24番	カードを返却してください ・電子証明書は失効します。
国民年金 (年金係 978-2331) 2階30番	住所異動届(登録係でお渡ししたもの)を持参し手続きをして下さい。
国民健康保険 (保険係 978-2335) 2階28番	住所異動届(登録係でお渡ししたもの)と国民健康保険者証を持参し手続きをして下さい。
介護保険・後期高齢者医療 (保険係 978-2335) 2階28番	住所異動届(登録係でお渡ししたもの)を持参し手続きをして下さい。
乳幼児医療 (保険係 978-2337) 2階27番	医療証を返却して下さい。
児童手当 (こども家庭係 978-2459) 2階37番	転出の手続きをして下さい。 <b>※手続きをしないと支給が停止する場合があります。</b>
原付バイク (市民税担当 978-2245) 3階54番	廃車の手続きをして下さい。 (ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑が必要です。)

※裏面もご覧ください。税金・選挙についてのお知らせがあります。

# 横浜市青葉区から国外に転出される方へ ～在外選挙制度のご案内～

国外へ転出される前に、  
お支払いいただく税金についてご確認ください！

青葉区役所税務課では、市民税・県民税（住民税）や固定資産税・都市計画税の納税義務者の皆様へ納税通知書を送付しておりますが、海外等へ転出される際には、地方税法により「納税管理人」を定めてお届けいただく場合があります。

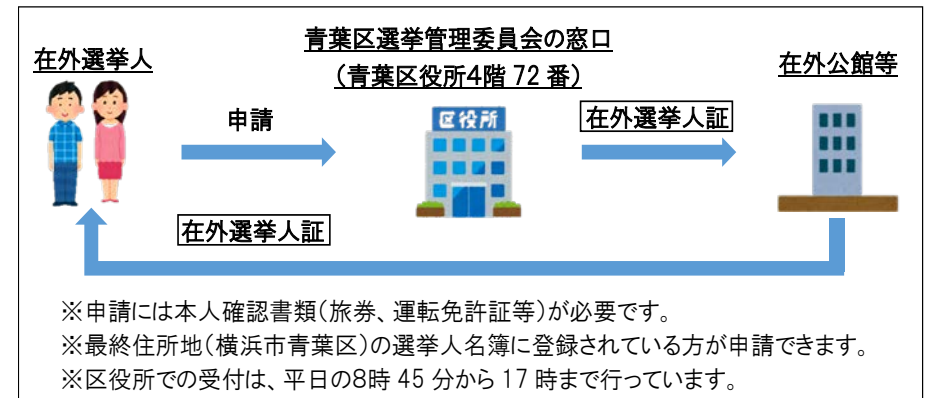
上記のほか、税金に関するご不明な点につきましては、下記のところまでお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 市民税・県民税（住民税）に関すること  
税務課市民税担当（区役所3階55番窓口）  
電話978-2241～3
- 固定資産税・都市計画税に関すること  
税務課土地担当（区役所3階51番窓口）  
電話978-2251  
税務課家屋担当（区役所3階50番窓口）  
電話978-225

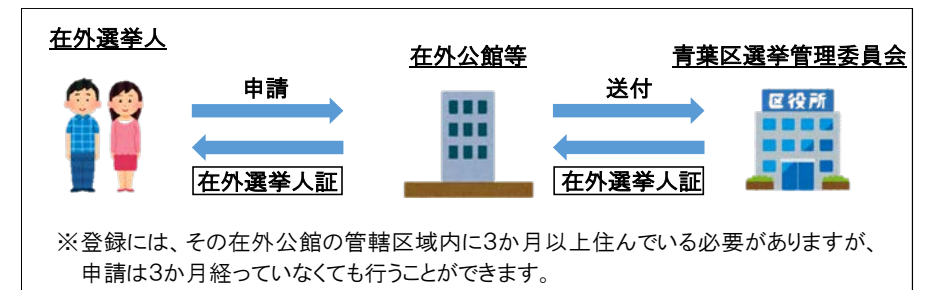
在外選挙制度は、国外に居住する18歳以上の日本国籍をお持ちの方に、  
国政選挙の選挙権行使の機会を設けるための制度です。

在外選挙人名簿への登録を申請し、「在外選挙人証」の交付を受けている方は、  
国政選挙の投票を行うことができます。登録の申請には2種類の方法があります。

- 1 国外への転出届提出後（転出届に記載された転出予定日までの間）に、  
青葉区選挙管理委員会の窓口（青葉区役所4階72番）で申請



- 2 国外へ出国後に、在外公館等（大使館、総領事館等）で申請



お問い合わせ先：横浜市青葉区選挙管理委員会事務局  
青葉区役所4階72番（総務課統計選挙係）  
電話：045-978-2205